

令和 2 年 6 月 11 日現在

機関番号：34310
研究種目：基盤研究(B) (一般)
研究期間：2017～2019
課題番号：17H02475
研究課題名(和文) 私法の基本原則と信託の法理 その相互作用

研究課題名(英文) Study of the basic principles of trusts

研究代表者

佐久間 毅 (Sakuma, Takeshi)

同志社大学・司法研究科・教授

研究者番号：80215673

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,800,000円

研究成果の概要(和文)：わが国で近時盛んに設定されるようになった民事信託では、信託の内容を定めるにあたって、信託の原則を無視または軽視する傾向が一部にみられ、これをそのまま放置することは、信託制度そのものへの信頼を揺るがす事態を招きかねない状況にある。これを避けるために、信託行為の無効原因を明確にすることが必要である。そのためには、私法の根本原則として信託によっても変更することができないものと、信託固有の変更不可能な規律の両方について、その内容および射程を明らかにすることが求められる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

わが国において、信託は、かつて、信託銀行など専門家が受託者となり、監督官庁による監督を意識しながら慎重に行われるものにほぼ限られ、法的紛争を生ずることがあまりなかった。ところが、近時、非専門家だけで設定・運営される民事信託の設定が盛んになったことによって、状況は一変した。民事信託の効力をめぐる紛争が現に増えており、その傾向が今後さらに強まると考えられることから、信託の無効原因を明確にすることは、信託の安定した活用とそれによる取引社会の発展に多大の意義が認められる。

研究成果の概要(英文)：Recently, so-called family trusts have become popular in Japan. Some of these trusts are settled neglecting the principles of private law and the rules of trust law regrettably. If this is left unattended, it could lead to a situation where the scheme of trust comes to be seen as a means of obtaining unfair results. To avoid this, it is necessary to clarify the content and scope of the basic principles of private law that effect validity of the trust act, and the causes of invalidity peculiar to trust.

研究分野：民法

キーワード：民事信託 信託の効力 私法の基本原則

1. 研究開始当初の背景

わが国では、信託は、信託銀行など専門業者が受託者となり、監督官庁による監督も意識しながら慎重に設定される、すなわち、後に紛争となる、あるいは、公正であるかが問われる、といったことにならないような内容で設定されるという状況が、長きにわたって続いてきた。そのため、私法の基本原則と捉えられているものが、内容が不明確である場合には、万一の紛争、有効性に対する疑義を避けるためにその原則に抵触する可能性がある信託の設定が見合わせられることとなり、有用性が認められる信託の利用が十分な理由なく阻害されるおそれがあると考えられた。

また、民事信託が、個人の財産の承継を図るための有力な手段として急速に認知されつつある状況であった。ただ、民事信託についても、遺留分制度をはじめとする相続に関わる基本原則の影響をどこまで受けるかが不明確であるために、社会的ニーズに応えうるような展開が妨げられる可能性があるのではないかと考えられた。

こういったことから、信託の健全な展開を図るために、私法の原則の内容と射程を明らかにし、その原則が信託に及ぼす影響を明確にすることが重要であると考えられた。

2. 研究の目的

本研究は、曖昧さゆえに信託の健全な設定をも妨げる要因となりかねない私法の基本原則について、その内容の明確化をはかり、もって特に民事信託の健全な発展に資することを目的としていた。このために、主として、民事信託一般につき効力を制限することになりうる相続に関わる基本原則、信託全般に対する懐疑につながりうる一法人格一資産の原則、事業承継信託の有効性に影響しうる株式の経済的持分と議決権との分離の禁止等につき、その基礎と射程を明らかにすること、また、これらの検討を通して、信託の利用の拡大と信託法理の深化が私法の基本原則に及ぼす影響を明らかにすることを目指した。

3. 研究の方法

研究代表者および研究分担者の全員から会議(全体会)で議論・検討することを中心としつつ、全体会での議論・検討を効率化・活性化するために、全体会での検討資料の準備を担う準備班を上記2に記した課題に記した～に対応する形で設けた(信託と相続法原則班、目的信託と法人格原則班、事業承継信託と会社法原則班)。また、比較法研究は研究全体に共通する有用性があることから、別に比較法班も設け、英米法、ドイツ法、フランス法等との比較研究を行うこととした。

さらに、研究の目的が社会における健全な信託の発展に貢献することにあつたことから、現に行われている信託とその問題点、活用が望まれながら十分な展開が図られていない信託など、信託実務の実情を把握することが極めて重要であると考えられたため、信託業務に携わる弁護士・企業実務家を全体会に招き、意見交換することを重視した。

4. 研究成果

(1) 民事信託の効力に影響を及ぼしうる相続法原則に関して、まず、相続法原則と異なる処理がどこまで認められるかという問題を、法定相続を基本とし、遺留分を公序とし続けるフランス法の調査を通じて検討した。

フランス相続法は、徹底した平等主義(財産や相続人の個性を考慮しない)を原則としつつ、財産の性質や由来、相続人の個性を考慮するしくみを備えている。また、相続代替方法である生命保険との相続法との関係においても、相続人間の公平よりも、相続人の個別事情に着目した処理がされている。法制度自体が、相続法原則を柔軟に扱っていることが明らかになった。

また、相続と信託との関係について、改正相続法(平成30年法律第72号)による遺留分権の金銭債権化とそれに伴う遺留分制度の意義の再検討をふまえて、遺留分制度が信託に及ぼす影響について検討を行った。

この検討からは、改正相続法下においても、財産主の意思の尊重や相続人間の公平確保の理解について不明瞭な点が多く、財産処分にかかる規律として相続法の射程範囲を確定することが非常に困難であることが明らかとなった。むしろ、信託という財産承継制度の趣旨を明確にし、政策的に遺留分制度のあり方を確定することが望ましいとも考えられる。

(2) 信託全般に対する懐疑にもつながりうる一法人格一資産の原則に関して、夫婦財産制について検討した。夫婦財産制は、一人一資産原則が採用されているか、採用されている場合にはその具体的運用がどのようにされているかを知る手がかりとなるからである。

たとえば、フランス法は、夫婦財産共通制を原則として採用し、これを一人一資産の原則に対

する例外と位置づけたうえ、原則との関係を理論的に整理しつつ実務上の要求に応える法規範を定立している。

そこで、日本の裁判例を研究したところ、日本の裁判所は、財産分与に関する事件以外では、夫婦財産の帰属について、事件毎に非常に異なった判断をしており、誰の資産にどのように帰属しているかという問題に強い関心を示していないこと、それに対し、財産分与については、婚姻後別居時まで夫婦の一方が相続以外の権原により取得した財産を広く夫婦の共有財産としていたことが明らかになった。後者の処理は、財産分与の対象をなるべく広げようとの実務的配慮によるものと推測される。しかしながら、別居時まで固有財産に属していた財が財産分与との関係でのみ共有財産と構成される理論的根拠は明らかでない。のみならず、共働き夫婦が増え、離婚までの婚姻年数が短いことも多い現代では、紛争解決の方法としての妥当性にも疑いがある。以上より、日本の裁判所は、夫婦財産を資産の観点からみる意識が薄く、人とその財産との関係としての資産が婚姻及び離婚によってどのように変わるか、あるいは変わらないのか、についての関心は強くないことがわかった。

また、ケベックにおける信託が、目的充当資産とされ(民1261条)、一法人格一資産の原則に対する例外を成す(民2条参照)ことから、同原則との関係という観点から、信託資産の帰属先に関する学説を検討した。ただ、学説には、「信託は法人ではないが法主体ではある」とする見解や、信託資産は受託者に(個人資産とは別に)帰属するとみる見解があり、同原則との抵触は意識されていることは明らかになったものの、残念ながら、同原則の内実について大きな示唆は得られなかった。

(3) 事業承継信託の有効性に影響しうる株式の信託と議決権の在り方に関して、従業員持株会・取引先持株会による株式の管理信託と議決権行使、および株式報酬スキームとしての信託の利用の2つの側面を中心に検討した。

前者については実質株主の指図に受託者が反した場合の議決権行使が原則として無効となること、後者については議決権不行使(指図権の否定)が制度設計として重要であることが明らかになった。

(4) 上記のとおり、当初、私法上の基本原則の曖昧さが(民事)信託の発展を阻害する要因になりかねないと思込んでいた。ところが、信託実務の調査を通して検討を進めるなかで、わが国において近時注目されている民事信託の実務において、信託が信託制度の本旨に反するとみられる内容で設定される場合が少なからずみられ、これを放置することは、信託制度全体に対する信頼を損う恐れすらあると認識するに至った。そこで、当初の研究計画からは反対の方向になるが、民事信託の適切な制御について検討することとした。

この検討として、まず、遺言代用信託において委託者が信託の終了・変更権を有していると解される場合において、委託者の後見人が、委託者の財産の承継に影響を与えうる信託の終了・変更権を代理行使できるのか、できるとすれば善管注意義務の具体的な指針は何かという問題を検討した。この場合、委託者の意思または委託者が設定した目的が、後見人(委託者の親族、推定相続人であることも珍しくない)によって変更され、委託者の意思または設定した目的を実現するという信託の本来の姿が歪められるおそれがあるからである。

アメリカの撤回可能信託をめぐる判例およびリステイトメントを参考に検討した結果、信託の目的、受託者の裁量権の範囲、委託者の財産状況および帰属権利者等を勘案して、委託者の必要性に適合するか否かを基準とすべきであるとの結論に達した。

また、信託の無効原因について、別の観点から改めて検討することにした。

従前の信託実務では、受託者となるのは信託銀行にほぼ限られており、信託銀行は、レピュテーションリスクも考慮して、無効となることがありうる信託を受託することがないのが通例であった。そのため、信託の無効原因は、法律上または法理上はもちろん存在するものの、それが現実の問題となることはまずないといってきた。

ところが、近時の民事信託の実務では、一部に、信託の柔軟さを強調し、それゆえに信託は無効になることがほばないという認識のもとに民事信託が設定されているように見受けられる場合がある。ここでは、上記の信託銀行が受託者になる場合と正反対に、無効の原因になりうる基本原則または法理の内容または射程が曖昧であるときには、その曖昧さを逆手にとって、争われない限り信託は無効にならない、また信託の効力が争われることはあまりないという考えのもとに信託が設定されることがある。これは、信託の一種の濫用にあたることも厭わないという態度であり、これを放置することは信託制度そのものに対する社会的不信を招くことになりかねない。このため、研究計画では信託の柔軟な利用を阻害しないために必要であると考えていた信託の効力に影響を及ぼす私法の基本原則の明確化は、これに信託固有の無効原因の明確化を加えて、民事信託の暴走に歯止めをかけるためにも必要であると結論づけるに至った。

この意味で内容および射程を明確化すべき私法の基本原則は上記のほかにもあり、信託固有の無効原因も少なからずある。それらの検討は今後継続して行うことにならざるを得ないが、濫用的な民事信託の利用の典型が、受託者の地位に就いた者に信託の本旨に従えば与えられてはならない利益を与えるという形でされることに見られることから、信託法8条を無効の根拠規

定であると位置づけ、同条を積極的に適用していくことがその有力な方途の一つになると考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計43件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 佐久間毅	4. 巻 2131号
2. 論文標題 民事信託における専門家の役割	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 金融法務事情	6. 最初と最後の頁 17 25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐久間毅	4. 巻 なし
2. 論文標題 信託の効力に関する一考察 - 東京地裁平成30年9月12日判決（金融法務事情2104号78頁）をもとに	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『資産の管理・運用・承継と信託に関する研究』（トラスト未来フォーラム）	6. 最初と最後の頁 123-145
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐久間毅・新井誠	4. 巻 12号
2. 論文標題 対談 信託の広がりとは信託法研究のこれから	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 信託フォーラム	6. 最初と最後の頁 4-14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐久間毅	4. 巻 14号
2. 論文標題 民事信託（家族信託）について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 家族信託実務ガイド	6. 最初と最後の頁 2 6
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北村雅史	4. 巻 785号
2. 論文標題 取締役の報酬に関する諸問題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 大阪株式懇談会会報	6. 最初と最後の頁 80 99
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横山美夏	4. 巻 35号
2. 論文標題 財産法から見た夫婦財産をめぐる理論的課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 家族<社会と法>	6. 最初と最後の頁 34-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横山美夏	4. 巻 92巻4号
2. 論文標題 コメント：不動産を目的とする権利の承継を中心に (小特集 相続法改正における権利・義務の承継の規律：その位置づけと課題)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 80-85
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木村仁	4. 巻 70巻1号
2. 論文標題 信託の委託者の権利と後見人による代理行使について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法と政治	6. 最初と最後の頁 35-68
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木村仁	4. 巻 なし
2. 論文標題 アメリカにおける撤回可能信託に関する一考察 - 委託者の能力喪失と受益者による権利行使をめぐる議論を中心に -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『資産の管理・運用・承継と信託に関する研究』（トラスト未来フォーラム）	6. 最初と最後の頁 93-121
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 荻野奈緒	4. 巻 1114号
2. 論文標題 公共空間からアクセス可能な有体物の影像利用の自由と限界（上） フランスにおける「財の影像」をめぐる議論の展開	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 21-27
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 荻野奈緒	4. 巻 1146
2. 論文標題 公共空間からアクセス可能な有体物の影像利用の自由と限界（下） フランスにおける「財の影像」をめぐる議論の展開	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 N B L	6. 最初と最後の頁 36-42
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 1543号
2. 論文標題 相続財産の管理	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 34-40
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 120号
2. 論文標題 相続代替としての生命保険の可能性とその限界	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 市民と法	6. 最初と最後の頁 70-73
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 29号
2. 論文標題 共同相続人間においてなされた無償による相続分の譲渡	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金融判例研究	6. 最初と最後の頁 70-73
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木村敦子	4. 巻 なし
2. 論文標題 信託と遺留分に関する一考察 - 相続法改正をふまえて -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『資産の管理・運用・承継と信託に関する研究』(トラスト未来フォーラム)	6. 最初と最後の頁 173-213
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北村雅史	4. 巻 2175
2. 論文標題 株主総会の電子化	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 商事法務	6. 最初と最後の頁 5 - 16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横山美夏	4. 巻 91巻2号
2. 論文標題 フランス法の所有(propriete)概念	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 63 - 67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木村仁	4. 巻 69巻2号
2. 論文標題 アメリカにおける公益信託の監督・ガバナンス	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法と政治	6. 最初と最後の頁 83 - 119
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木村仁	4. 巻 11
2. 論文標題 信託監督人等の利用 アメリカのプロテクターをめぐる議論を参考に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 家族信託実務ガイド	6. 最初と最後の頁 2 - 6
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 61巻2号
2. 論文標題 フランス法における公正証書遺言の方式	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金沢法学	6. 最初と最後の頁 145 - 161
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 154巻4号
2. 論文標題 財産分離(第1種)の「必要性」要件とその判断基準	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 784 - 789
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 34
2. 論文標題 『高齢社会』・『家族の多様化』と『相続』 - 比較法的考察 フランス -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 家族 社会と法	6. 最初と最後の頁 29 - 39
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Atsuko Kimura	4. 巻 14
2. 論文標題 Privatautonomie aus der Sicht des Erbrechts	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Zeitschrift für Japanisches Recht	6. 最初と最後の頁 71 - 87
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木村仁	4. 巻 68巻4号
2. 論文標題 公益信託の変更についてーアメリカ法におけるシ・プレ原則を中心にー	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法と政治	6. 最初と最後の頁 1-47
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐久間毅	4. 巻 42号
2. 論文標題 信託のなかの公益信託	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 信託法研究	6. 最初と最後の頁 113-119
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐久間毅	4. 巻 1112号
2. 論文標題 信託の目的	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 54-61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐久間毅	4. 巻 1110号
2. 論文標題 受益者の定めのない信託 (目的信託)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 67-74
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐久間毅	4. 巻 1108号
2. 論文標題 生前信託と遺留分減殺	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 42-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐久間毅	4. 巻 1106号
2. 論文標題 受益者の権利の取得と譲渡	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 64-71
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐久間毅	4. 巻 271号
2. 論文標題 公益信託法改正の論点	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 信託	6. 最初と最後の頁 4-22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横山美夏	4. 巻 1104号
2. 論文標題 公益法人制度の意義 フランス法との比較法的考察	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 6-12
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北村雅史	4. 巻 1104号
2. 論文標題 一般社団法人の機関制度の検討	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 29-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐久間毅	4. 巻 1104号
2. 論文標題 法人通則 - 非営利法人法制の変化を受けて	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 44-52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐久間毅	4. 巻 1102号
2. 論文標題 受益者の権利の期間制限	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 59-65
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐久間毅	4. 巻 1100
2. 論文標題 受託者の公平義務	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 72-79
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐久間毅	4. 巻 1098
2. 論文標題 受託者の「権限の濫用」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 68-75
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐久間毅	4. 巻 1096
2. 論文標題 受託者による信託事務処理の効果	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 64-71
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐久間毅	4. 巻 55号
2. 論文標題 借主である法人の代表取締役のなりすましと信用保証協会の意思表示の錯誤無効および保証免責	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 私法判例リマックス	6. 最初と最後の頁 22-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 68巻2号
2. 論文標題 フランス法における遺産管理と「遺産」概念	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 社会科学研究	6. 最初と最後の頁 5-24
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 754号
2. 論文標題 親族法コンメンタール(14)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 22-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 752号
2. 論文標題 親族法コンメンタル(13)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 46-54
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 1505号
2. 論文標題 民法910条に基づく価額の支払請求をする場合における遺産の価額算定の基準時	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ジュリスト臨時増刊(平成28年度重要判例解説)	6. 最初と最後の頁 92-93
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮本誠子	4. 巻 29号
2. 論文標題 EU相続規則への適応	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日仏法学	6. 最初と最後の頁 185-188
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計12件(うち招待講演 0件/うち国際学会 1件)

1. 発表者名 木村仁
2. 発表標題 遺言代用信託の利用と課題 - アメリカの撤回可能信託を中心に -
3. 学会等名 第44回信託法学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Sakiko Miyamoto
2. 発表標題 L'assurance-vie
3. 学会等名 Transmettre son patrimoine : les alternatives a la succession et aux liberalites Seminaire franco-japonais
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 前田雅弘、北村雅史、村田敏一、伊藤靖史、松尾健一、武井一浩
2. 発表標題 株主総会の変容と会社法制のあり方
3. 学会等名 日本私法学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 横山美夏
2. 発表標題 フランス法の所有(propriete)概念
3. 学会等名 第11回基礎法学総合シンポジウム
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 横山美夏
2. 発表標題 財産法からみた夫婦財産をめぐる理論的課題
3. 学会等名 日本家族〈社会と法〉学会第35回学術大会シンポジウム
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Nao OGINO
2. 発表標題 La propriete-surete face a la procedure collective
3. 学会等名 Garantie, surete et procedure collective Regards croises franco-japonais (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 佐久間毅
2. 発表標題 シンポジウムの企画の趣旨
3. 学会等名 日本私法学会第81回大会 (シンポジウム「非営利法人に関する法の現状と課題」)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 佐久間毅
2. 発表標題 法人通則 非営利法人法制の変化を受けて
3. 学会等名 日本私法学会第81回大会 (シンポジウム「非営利法人に関する法の現状と課題」)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 北村雅史
2. 発表標題 一般社団法人の機関制度の検討
3. 学会等名 私法学会第81回大会 (シンポジウム「非営利法人に関する法の現状と課題」)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 横山美夏
2. 発表標題 公益法人制度の意義 フランス法との比較法的考察
3. 学会等名 私法学会第81回大会（シンポジウム「非営利法人に関する法の現状と課題」）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 佐久間毅
2. 発表標題 信託のなかの公益信託
3. 学会等名 信託法学会第42回大会（シンポジウム「公益信託法改正」）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 宮本誠子
2. 発表標題 比較法的考察 - フランス法
3. 学会等名 日本家族 社会と法 学会第34回学術大会（シンポジウム「家族・社会の変容と相続制度」）
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計12件

1. 著者名 佐久間 毅	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 488
3. 書名 民法の基礎1 総則〔第5版〕	

1. 著者名 佐久間 毅、石田 剛、山下 純司、原田 昌和	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 366
3. 書名 民法 総則〔第2版補訂版〕	

1. 著者名 大阪株式懇談会、前田 雅弘、北村 雅史	4. 発行年 2019年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 480
3. 書名 会社法 実務問答集	

1. 著者名 樋口 範雄、関 ふ佐子、宮本誠子ほか	4. 発行年 2019年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 282
3. 書名 シリーズ超高齢社会のデザイン 高齢者法	

1. 著者名 佐久間 毅	4. 発行年 2019年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 228
3. 書名 信託法をひもとく	

1. 著者名 樋口 範雄、神作 裕之、石川 優佳、小山田 朋子、加毛 明、佐久間 毅、田中 和明、溜箭 将之、松元 暢子、萬澤 陽子	4. 発行年 2018年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 384
3. 書名 現代の信託法	

1. 著者名 山野目章夫、大村敦志、小粥太郎、大塚直、山川隆、畑瑞穂、加藤新太郎、山本敬三、馬場圭太、岡孝、後藤巻則、上山泰、舟橋秀明、大中有信、佐久間毅、佐々木典子、澤野和博	4. 発行年 2018年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 584
3. 書名 債権法改正と民法学 総論・総則	

1. 著者名 道垣内弘人、松原正明、宮本誠子ほか	4. 発行年 2018年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 264
3. 書名 家事法の理論・実務・判例2	

1. 著者名 大阪株式懇談会、前田 雅弘、北村 雅史	4. 発行年 2018年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 492
3. 書名 会社法 実務問答集	

1. 著者名 能見 善久、樋口 範雄、神田 秀樹、新井誠、沖野眞巳、角紀代恵、加毛明、神作裕之、木南敦、小出篤、佐久間毅、溜箭将之、道垣内弘人、中里実、中東正文、藤谷武史、増井良啓、松元暢子、弥永真生、山下純司、山田誠一	4. 発行年 2017年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 416
3. 書名 信託法制の新時代	

1. 著者名 道垣内 弘人、大村 敦志、沖野 眞巳、角 紀代恵、加毛 明、佐伯 仁志、佐久間 毅、菱田 雄郷、弥永 真生、山下 純司	4. 発行年 2017年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 1048
3. 書名 条解信託法	

1. 著者名 道垣内 弘人、松原 正明、木下真由美、加藤祐司、木村敦子、荒木理江、清水節、前田陽一、大村敦志、稲垣朋子、小池泰、羽生香織	4. 発行年 2017年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 328
3. 書名 家事法の理論・実務・判例 1	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	北村 雅史 (Kitamura Masashi) (90204916)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	
研究分担者	横山 美夏 (Yokoyama Mika) (80200921)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	木村 仁 (Kimura Hitoshi) (40298980)	関西学院大学・法学部・教授 (34504)	
研究分担者	荻野 奈緒 (Ogino Nao) (30546669)	同志社大学・法学部・教授 (34310)	
研究分担者	宮本 誠子 (Miyamoto Sakiko) (00540155)	金沢大学・法学系・准教授 (13301)	
研究分担者	木村 敦子 (Kimura Atsuko) (50437183)	京都大学・法学研究科・准教授 (14301)	